

2023年11月1日

**イスラエル・ハマス衝突：
G7 財務相・中銀総裁会議の声明は踏み込み不足ではなかったか**

**国際政治経済学者 山下英次
大阪市立大学名誉教授・経済学博士**

2023年10月7日、パレスチナのガザ地区を実効支配するハマス（Hamas）が、突如、イスラエルへの激しい攻撃を開始した。特に、迎撃を技術的に不可能とするミサイルの飽和攻撃によって、イスラエルは大きな打撃を受けた。

10月12日、モロッコのマラケッシュで開催された G7 財務相・中銀総裁会議は、「ハマスによるイスラエルに対するテロ攻撃を断固として非難し、イスラエル国民との連帯を表明する」とする共同声明を採択した。

他方、中国の王毅 共産党政治局員兼外相は、10月15日、サウジアラビアのファイサル外相との電話協議で、「独立したパレスチナ国家をつくらなければ、パレスチナ問題は公正で恒久的な解決は得られない」との従来姿勢を強調したという。G7 と中国の主張のどちらがより正しいのか？

今回の G7 財務相・中銀総裁会議の声明は、歴史的背景に対して踏み込み不足ではないだろうか。これでは、中国の方が長い目で見て妥当なことを言っているということになってしまう。無論、テロは非難すべきだが、長い経緯のあるイスラエル・パレスチナ問題について、歴史のある一時期（例えば現在）を切り取って、A が B に先に攻撃を仕掛けたから、A の方が悪いなどと薄っぺらなことを言ってもみても恒久的な解決には全くつながらない。むしろ長期的に見れば、事態をさらに悪化させる可能性大である。

自由世界のコアであり、この新冷戦とも言われる時代環境の中で極めて重要な枠組みである G7 は、歴史を長いタイムスパンで捉え、常に公平で見識のある発言を行い、それに基づいて行動すべきである。

10月22日、日本を除く G7 の 6 カ国の首脳は、電話会談の末、イスラエルの自衛権を支持するとともに、民間人保護を含む国際人道法順守を促す共同声明を発した。これは、従来からあったクイント（Quint）と呼ばれる米英独仏伊の 5 カ国のインフォーマルな意思決定の枠組みにカナダが加わったものである。これに対して、何でもかんでも従米姿勢が強い日本では、日本もこれに加わるべきであったとする意見も多い。あるいは、日本はただ単に呼ばれなかつただけなのかもしれないが、私は、結果として日本はこれ

で良かったと考えている。日本は、どちらか一方に偏ることは避け、あくまでもフェアネスを貫くべきである。

今日、国際社会全体にとって非常に厄介な課題となってしまったイスラエル・パレスチナ問題は、そもそも、イギリスが、第一次世界大戦をドイツと戦う上で行ったアラブに対する三枚舌外交とも言われる極めて不実な外交政策をとったことに端を発する。加えて、第二次世界大戦後は、アメリカが後ろ盾となったパレスチナの地へのイスラエル建国に始まり、その後も米国の歴代政権が一貫して極端にイスラエル最良の中東政策をとってきたために、パレスチナの人々が圧迫され事態が悪化してきた。

イスラエルは、国連決議に堂々と違反して、パレスチナ自治区内に自分たちの入植地を次々に拡大させてきたし、2007年からは、ガザ地区を完全に封鎖して以来、今日に至っている。200万人強のガザ地区の住民は、種子島ほどの狭い地域に閉じ込められ、「世界最大の野外監獄」と言われる。ガザ地区では、イスラエルによる極めて厳しい人権侵害がこの16年間続いているのである。

長期的な解決策としては、イスラエルとパレスチナの2国家共存を目指した中東和平交渉の道を開いた1993年9月13日のオスロ合意の精神に戻るほかはないのではないだろうか。わが国は、これまでイスラエルとユダヤ人、パレスチナの双方に対して多大な支援をしてきたわけであり、基本的にこの問題の解決に向けて貢献してきたと言える。今後とも、わが国は、両者のどちらかに偏ることなく、中立公平かつ長期的な立場で双方に支援を行うべきである。

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2023 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話 : 03-3510-0882

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>